

# 東海心理学会会則

設立 昭和27年6月14日

改正 令和5年6月17日

## 第I章 名称と事務局

第1条 本会は東海心理学会と称する。

第2条 本会の事務局は当分の間名古屋大学大学院教育発達科学研究科心理学系教室内におく。

## 第II章 目的と事業

第3条 本会は心理学の発展および応用普及を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 大会
2. 総会
3. 研究例会
4. 学会誌の発行
5. その他必要な事業

## 第III章 組織と運営

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員・団体会員 個人または団体であって本会の趣旨に賛同し理事会の承認を得たもの。
2. 学生会員 心理学およびこれと関係ある学科の学部学生で、理事会の承認を得たもの。
3. 特別会員 本会の事業を援助する個人または団体であって、理事会の承認を得たもの。
4. 名誉会員 本会の運営に功労のあったもので、理事会が推薦し総会の承認を得たもの。

第6条 会員は第V, VI, VII, VIII章の規定にもとづき本会の営む事業に参加することができる。

第7条 本会の事業を運営するために下記の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 常任理事 若干名
3. 理事 22名
4. 監事 2名
5. 幹事 若干名

第8条 会長は理事の互選による。会長は本会を代表し、会務を処理する。

第9条 役員選挙細則はこれを別に定める。(別掲)

第10条 理事によって理事会を構成する。理事会は会長がこれを主催し、会の重要な事項を審議する。

第11条 理事中若干名は常任理事とし会長が委嘱する。常任理事は会長を補佐する。

第12条 会長および常任理事によって常任理事会を構成する。常任理事会は理事選挙の管理を行い、また会の運営上緊急を要する事項を審議する。

第13条 幹事は正会員中より会長が委嘱し、通常の会務の執行にあたる。

第14条 理事および監事の任期は3年とし、原則として改選年度の定時総会終了後より次期改選年度の定時総会終了時までとする。ただし重任はさまたげない。

#### 第IV章 会 計

第15条 本会の経費は会費、寄付金などにより支弁する。

第16条 会費は当分の間1年につき正会員 4,000 円（ただし、大学院生、大学院研究生、および学部研究生として在学中の者は 3,000 円）、団体会員 8,000 円、学生会員 1,000 円とする。名誉会員からは会費を徴収しない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第18条 会費を3ヵ年以上未納の場合は退会とみなす。

#### 第V章 大 会

第19条 大会は原則として毎年1回開催する。

第20条 大会の主催者は原則として前年度の総会において決定される。

第21条 大会の企画運営は委員会と連絡の上主催者に任せられるが、大会の次第には次の事項を含まなくてはならない。

1. 会員の研究発表
2. 総会の開催
3. 理事会の開催

第22条 大会の経費は一般会計よりの補助、参加者から徴収する大会費および寄付金によって支弁する。

第23条 大会の決算報告は翌年度の総会において承認される。

第24条 大会における研究発表者は正会員、団体会員に限る。団体会員の発表は1団体5題以内とする。ただし常任理事会の承認したものについてはこの限りでない。

#### 第VI章 総 会

第25条 総会は正会員によって組織し、会長がこれを主催する。総会は理事会提出の議題その他会の運営上必要な事項を審議する。

第26条 総会は定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年1回大会時に開催する。臨時総会は理事会の決議または正会員の過半数の連名による要求書の提出により会長が招集する。

第27条 定時総会には次の事項を含まねばならない。

1. 事業年次報告
2. 決算報告ならびに予算案審議
3. 理事改選年度においては選挙結果の報告

#### 第VII章 研究例会

第28条 研究例会を開催する。会員は研究例会の開催に関し、理事会に対して希望を表明することができる。

第29条 研究例会は主として会員による研究発表、視察報告、研修会などを行う。

#### 第VIII章 学会誌の発行

第30条 学会誌を発行する。学会誌の発行にあたるため理事会の議を経て編集委員を委嘱する。

第31条 学会誌の投稿規程等はこれを別に定める。（別掲）

## 役員選挙細則

第1条 役員選挙にあたっては常任理事会がその管理を行う。

第2条 1. 原則として正会員の主要勤務地をもって、正会員の所属地域を定める。所属地域の区別は次の5地域とする。

名古屋市，愛知県(名古屋市を除く)，岐阜県，三重県，静岡県

2. 主要勤務地が，上記5地域以外である場合には，その正会員の現住所にもとづいて所属地域を定める。

3. 現住所も上記5地域以外である場合には，暫定的に名古屋市に所属するものとする。

第3条 理事の投票は，上記5地域にかかわらず全地域の正会員の中から5名無記名連記，それぞれの所属地域(以下各地域とよぶ)の正会員の中から2名無記名連記とする。

第4条 投票の結果，投票順に全地域から10名，各地域から12名，計22名を選出する。各地域の理事区分は，名古屋市，愛知県(名古屋市を除く)，岐阜県，三重県，静岡県とし，12名の内訳は各地域の正会員数を基に按分して選出する。ただし，各地域から最低1名は選出することとする。

第5条 全地域，各地域の両者に選出された場合には，全地域に選出された者を先とし，各地域選出の理事は，それぞれの地域の次点者をもって補う。

第6条 監事選出にあたっては，上記地域にかかわらず，全地域の中から2名無記名連記の投票を行う。

第7条 理事と監事の両者に選出された場合には，理事に選出された者を先とし，監事は次点者をもって補う。

第8条 選挙の結果，末位に同点者を生じた場合には，理事会の審議にもとづき決定する。

## 付 則

1. 本会の会則および細則の改正は理事会の議を経て総会において決定する。

2. 会則第16条については，平成28年度から施行する。